

産業文化会館解体と花畑広場整備のムダづかいをただす住民訴訟が結審

11月9日、産業文化会館解体と花畑広場整備の違法性を問う約2年にわたる住民訴訟が結審しました。判決は、来年2月1日午前11時10分に出される予定です。



現在の市役所とほぼ同時期に建設された産業文化会館は、700席の中規模ホールを要し、年間30万人が利用するなど、花畑・桜町一帯の賑わいを支える重要な役割を果たしていました。

しかし、花畑再開発の破たん後、20億円をかけ、産文の解体と花畑広場構想を打ち出した幸山前市長。

こうした市の方針に対し、市民は、まだまだ使える産業文化会館の解体差し止め(解体後は支出の返還)を求め、住民訴訟を起しました。約2年にわたりたたかわ

れてきた裁判は、11月9日、原告代理人の寺内大介弁護士が最終弁論を行い(詳細は裏面)、結審となりました。

【これまでの経過】

- 2013年12月…産文解体・花畑広場整備中止を求める住民監査請求を提出
- 2014年2月…住民監査請求が却下
- 2014年3月…産文解体・花畑広場整備中止を求める住民訴訟提訴
- 2014年5月…第1回口頭弁論
- 2016年11月…結審
- 2017年2月1日…判決

やまべひろし議員が一般質問を行います

市役所1階モニターやインターネット中継で傍聴できます

日時：12月6日(火) 午後2時より 場所：予算決算委員会室

今回の一般質問は、本会議場が被災し使用できないため、予算決算委員会室で行われます。

市役所1階のロビー北側のモニターやインターネット中継で傍聴することができます。

熊本地震からの復興や出張所再編などについて、質問する予定です。ぜひ、傍聴ください。

質問項目

- 熊本地震について
- 出張所の再編について
- MICE施設について
- 国民健康保険について
- 立野ダムについて 他



【控室から】
武蔵校区 秋フェスタ

やまべひろし



去る11月5・6日、地元武蔵校区で恒例の「秋フェスタ」が開催されました。これは、子どもたちを中心に昔遊びや各種スポーツ、様々な文化行事などを通じて地域住民との交流をはかる主旨のイベントです。

5日の前夜祭では、武蔵中学校の生徒さん作成の紙灯ろうによる「武あかり」と地域の皆さんで奏でられるコンサートが秋の夕べを彩りました。なかでも高校生によるバイオリン演奏と影絵のパフォーマンスには観客の皆さんも時間を忘れて見入っていました。天候にも恵まれ、灯ろうのあかりが風で吹き消されることもなく、ロウソクの癒しの揺らぎが会場を包んでいました。

翌6日は、地元老人会と子どもたちによるグラウンドゴルフ大会、竹細工や折り紙などの昔遊び、また地域の皆さんによる食バザーなどで大いに盛り上がりました。なかでも毎年人気なのが、熊本県建築労組の皆さんによる「木工教室」です。本立てや脚立、漆喰を使った手形のレリーフなど、毎年趣向を凝らしたアイテムにいつも順番待ちの列が。子どもたちだけではなく親も一緒になって、作品づくりに没頭しています。完成品を手にも、ちょっと誇らしげにしている子どもたちがとても印象的でした。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO. 1024
2016年11月27日
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

産文会館解体・花畑広場整備のムダづかいをただす住民訴訟

原告代理人 寺内大介弁護士が最終弁論

寺内弁護士は、熊本市が主張している①産文解体により中心市街地全体の活性化につながる、②熊本城と新市街を結ぶ動線が確保できる、③産文跡地だけでは狭く、隣接する2棟の民間ビルを買収しなければならなかった、④壁のような民間ビルがあれば、熊本城から花畑広場に向かう視界が遮られ、人の流れが阻害されるなどについて、その根拠がないことを指摘。

そのうえで、「産業文化会館は、熊本市産業の振興並びに市民の生活及び文化の向上を図るため設置され、人材の育成、雇用の促進、市民文化の振興など重要な機能を有していましたが、花畑広場は、こうした重要な目的、機能をまったく代替し得ません。とりわけ、105畳の小ホールや固定席700席の大ホールを失ったことにより、地元の文化団体・個人（日舞、洋舞、邦楽、演劇、落語等）が練習場の確保に苦慮し、後継者育成にも大きな支障をきたしていま

す。」と産文会館が果たしてきた役割を改めて主張。

さらに、「会館の受付や地下のレストラン街を初め入居団体において多くの雇用を生み出していました。会館の解体により一気に雇用の場を失いました。消費額を唯一の価値基準とする被告の姿勢では、政令都市熊本の未来は開けないことを強調し、熊本市長のムダづかいをただす判決を下されるよう期待する」と最終弁論を行いました。

2年にわたる住民訴訟は、この日で双方の主張が出されたとし結審しました。判決は、2月1日、午前11時10分に言い渡されます



後期高齢者医療、住民の立場での制度運用を

上野みえこ議員が「県後期高齢者医療広域連合議会議員」になります

75歳以上の高齢者が加入する「後期高齢者医療制度」は、すべての市町村が加入する県ごとの「広域連合」が実施主体となって、制度が運用されています。被保険者の認定・保険料の決定・医療の給付・保険証の交付・健診事業の実施などを、広域連合が行います。以上にかかわることを、「後期高齢者医療広域連合議会」が審議し、決定します。

このたび、2017～2018年度（任期は2年間）の広域連合議会議員を選ぶ選挙が行われ、無投票で議員が選出されました。日本共産党からは、市議会議員の代表として熊本市議団の上野みえこ議員、町村議会議員の代表として小国町議の児玉智博町議が、「広域連合議会議員」を務めることになりました。

*広域連合議会は、市長の代表・8人、町村長の代表・8人、市議会議員の代表・8人、町村議会議員の代表・8人の32名で構成されています。

増え続けてきた高い保険料や健診料などの負担軽減が必要

2年の見直しの度に増えてきた保険料は、負担が重く、ここのところ横ばいです。

<保険料の算定方法>

保険料＝所得割額＋均等割額

*所得割額は、所得に保険料率をかける

*均等割額は、金額を広域連合で決定

(年金収入200万円の場合の保険料)

【2008・2009年度】	57,500円
【2010・2011年度】	58,800円
【2012・2013年度】	60,000円
【2014・2015年度】	60,000円
【2016・2017年度】	60,000円

後期高齢者医療制度は、医療費抑制のため、75歳以上の高齢者を別建ての医療保険制度にし、医療の内容・受診を控えるか、もしくは保険料を引き上げるかを迫るといって、過酷な制度です。国へも声を上げながら、今以上の負担増を許さず、軽減の拡充を求めていきましょう。

また、800円の後期高齢者健診費の負担軽減もすすめるべきです。

